

改正

平成一七年 六月規則第七三号

平成三一年 三月二九日規則第二九号

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例（平成元年十月江戸川区条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第二条 江戸川区立ホテルシーサイド江戸川（以下「ホテルシーサイド」という。）を利用しようとする者は、利用の申請を条例第十二条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）にしなければならない。

- 2 前項の利用の申請は、利用しようとする日の属する月の十二箇月前を限度に、指定管理者が区長の承認を得て定めた月の初日からすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、江戸川区が主催し、又は共催する事業のために利用する場合は、前項の受付期間前に利用の申請をすることができる。

追加〔平成一七年規則七三号〕、一部改正〔平成三一年規則二九号〕

(利用承認)

第三条 指定管理者は、ホテルシーサイドの利用について、申請の順序により承認するものとする。

一部改正〔平成一七年規則七三号・三一年二九号〕

(利用時間)

第四条 条例第十一条に規定するホテルシーサイドの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

- 一 客室の利用時間 利用開始の日の午後二時から利用終了の日の午前十時まで
- 二 バンケットルームの利用時間 午前七時から午後九時まで

全部改正〔平成一七年規則七三号〕、一部改正〔平成三一年規則二九号〕

(休業日)

第五条 ホテルシーサイドの休業日は定めないものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則七三号〕

（利用に伴う費用）

第六条 第三条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第五条に規定する利用料金のほか、利用に伴う費用を別に指定管理者に納付しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則七三号〕

（利用料金の還付）

第七条 条例第七条ただし書に規定する利用料金を還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者の責任によらない理由によって利用することができない場合 施設の利用料金の全額
- 二 利用者が利用開始の日の三日前までに取消しの申出をした場合で、相当の理由があると認められる場合 施設の利用料金の全額

2 前項に規定するもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、施設の利用料金の一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成一七年規則七三号・三一年二九号〕

（従業員の指示）

第八条 利用者は、ホテルシーサイドの利用について、従業員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則七三号・三一年二九号〕

（指定申請書の提出等）

第九条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十四条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 ホテルシーサイドの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則七三号〕、一部改正〔平成三一年規則二九号〕

（様式）

第十条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則七三号〕

（委任）

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成一七年規則七三号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

（平成元年十二月規則第六十九号で、同元年十二月十一日から施行）

付 則（平成一七年六月二四日規則第七三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条の前に二条を加える改正規定（第九条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成三一年三月二九日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。